

障害者差別解消支援地域協議会の概要

○障害者差別解消法における位置づけ

地域協議会とは (法第17条)

- 地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別のための取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができるもの。

構成する機関等 (法第17条)

- 国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する機関

- NPO法人等の団体、学識経験者等
- その他必要と認めるもの

地域協議会の 事務等 (法第18条)

- 必要な情報の交換、障害者からの相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組に関する協議を行う。
- 協議結果に基づき、構成機関等は、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。
- 地域協議会は、構成機関等に対し、相談を行った障害者や差別事案に関する情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。
- 地域協議会の庶務は、地方公共団体が担う。

守秘義務 (法第19条)

- 正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

資料 1

第1回障害者差別解消支援地域協議会
令和4年8月5日（火）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正について

※公布日（令和3年6月4日）から3年を超えない日から施行

改正の概要

- 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化
- 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

合理的配慮の提供の義務化

これまで努力義務となっていた民間事業者による「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

	行政機関	民間事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務→ <u>義務</u>

不当な差別的取り扱いとは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否したり、サービスの提供の場所や時間帯を制限したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。

合理的配慮とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定案の抜粋）
（抜粋：第 69 回 障害者政策委員会（R4. 8. 1 内閣府所管））

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。
- ・ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。
- ・ 障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- ・ 実習を伴う講座において、障害の特性上、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。（障害者本人及び第三者の安全確保の観点）
- ・ 飲食店において、タイヤカバーのない車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、そのまま入室すると畳が傷つくおそれがあることから、カーペット敷きの別室を案内すること。（事業者の損害発生の防止の観点）
- ・ 銀行において口座開設等の手続を行うため、預金者となる障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の取引意思等を確認すること。（障害者本人の財産の保全の観点）
- ・ 定時性確保のため、搭乗手続や保安検査に時間がかかることが予想される障害のある利用者には早めに空港に来てもらうこと。（事業の目的・内容・機能の維持の観点）

合理的配慮の例

- ・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行うこと。
- ・ 筆談、読み上げ、手話、コミュニケーションボードの活用などによるコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整や必要なデジタル機器の使用の許可などのルール・慣行の柔軟な変更を行うこと。
- ・ 店内の単独移動や商品の場所の特定が困難な障害者に対し、店内移動と買物の支援を行うこと。

合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる事例

- ・ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- ・ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- ・ 電話利用が困難な障害者から各種手続を行いたい旨求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに手続の実施を断ること。
- ・ 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる事例

- ・ 飲食店において、食事介助や自宅への送迎等を求める配慮の申出があった場合に、当該飲食店が当該業務を事務・事業の一環として行っていないことか

- ら、その提供を断ること。（本来の業務に付随するか否かの観点）
- ・ 筆談で十分対応できるやり取りに手話通訳者の派遣を求められた場合に、当該要望への対応を断ること。（必要とされる範囲か否かの観点）
 - ・ 小売店において、混雑時に視覚障害者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求める配慮の申出があった場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストに従って商品を準備することができる旨を提案すること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）
 - ・ オンライン講座の配信のみを行っている事業者が、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、その事業の目的・内容から対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないため、当該対応を断ること。（事業の目的・内容・機能の本質的な変更に当たるか否かの観点）